

## 女性活躍推進法一般事業主行動計画

女性職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を充分発揮できるようにするとともに、人材の定着率と管理職に占める女性の割合を上げるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

### 2. 課題

- (1) 職種・事業所により長時間労働が恒常化している。
- (2) 管理職に占める女性の割合が、管理職となり得る女性の比率より低い

### 3. 内容

#### (1) 目標1

- ・恒常的に残業時間が多い職員の残業時間を平均30%削減する。

#### ◎取組の内容

- ・行動計画を周知し、残業時間削減の意思を事業所長及び職員に伝える。
- ・時間外労働の実態をデータ化し各事業所へ毎月配布する。
- ・事業所ごとに、実態に基づき削減対策を検討し目標の設定を行う。(業務改善等)
- ・目標達成に向けたPDCAサイクルを作成し再検討を重ねる。

#### ◎実施時期

- ・令和3年4月～ 行動計画周知及び意思伝達、時間外労働の実態配布
- ・令和3年10月～ 削減対策検討及び目標設定、PDCAサイクルの作成及び再検討

#### (2) 目標2

- ・管理職に占める女性の割合を現在の7割から、管理職となり得る女性職員比率の8割へ引き上げる。

#### ◎取組の内容

- ・対象となる職員へ管理職育成教育を実施する。
- ・人事評価システムの目標設定により人材育成へつなげる。

#### ◎実施時期

- ・令和3年4月～ 行動計画周知及び意思伝達
- ・令和3年4月～ 管理職となり得る職員の責任者会議への出席  
年12回の内部研修への参加推進  
人事評価システムによる目標設定と評価の実施